

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	2
○保安林の解除 (治山林道課)	2
○保安林の指定予定に係る通知の揭示 (")	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	3
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
高知海区漁業調整委員会指示	
○指示 (船舶を使用するのいさき釣りについての指示) の一部改正 (12・6 揭示)	5
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示	5

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

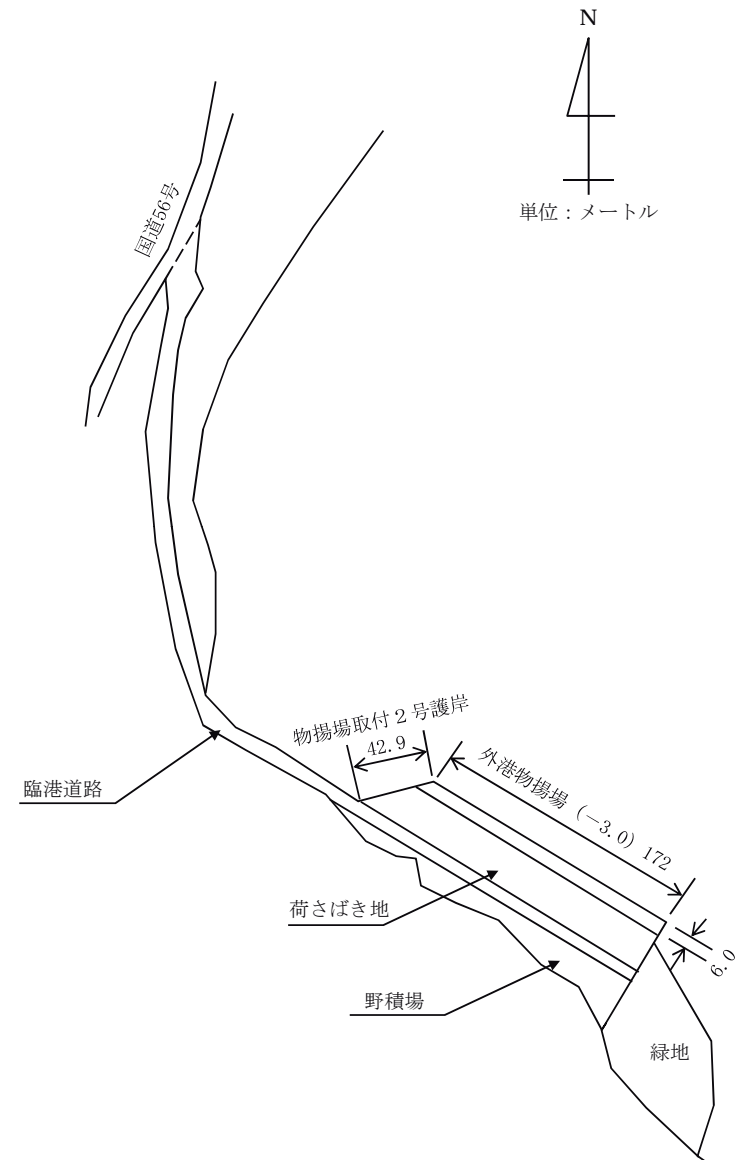
高知県規則第80号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図11を次のように改める。

別図11 佐賀港物揚場等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ウイル 代表取締役 森田 優秀

(2) 届出者の住所

高知市南御座7番16号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

すまいるあき
安芸市久世町9番20号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
かもめ薬局	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-5
サンシャインネオ	大坪 裕典	安芸市幸町3-3
T S U T A Y A	森田 優秀	高知市南御座95-5
谷川時計店	谷川 林代	安芸市本町二丁目10-2
シュシュ	土居 登美	安芸市庄之芝町

	子	3-3
a uスタジオ	西内 信之輔	高知市薊野1-2-3
有光薬品	有光 建男	安芸市久世町9番20号
ヴィレッジバンガード	菊池 敬一	愛知県愛知郡長久手町長湫字上鴨田12-1

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
T S U T A Y A	森田 優秀	高知市南御座7番16号
谷川時計店	谷川 清司	安芸市本町二丁目10-2
シュシュ	土居 登美子	安芸市庄之芝町3-3
有光薬品	有光 健男	安芸市庄之芝町7-17
ダイソー	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(5) 変更年月日

平成22年9月16日

(6) 変更理由

小売業者変更のため

2 届出年月日

平成22年12月3日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
安芸市商工観光水産課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第699号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市御豊瀬字前野山1の11（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
急傾斜地崩壊対策施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第700号

平成22年11月高知県告示第643号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
(1) 登記簿記載の住所
室戸市羽根町甲902番地
(2) 氏名
中島 熊太郎
- 保安林に指定する予定の通知の要旨
(1) 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字冬ノ瀬南段甲3318の1
(2) 指定の目的
土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度について

高知県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 後免中島高知

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市布師田字地藏堂788番口地先から高知市布師田字西ノ久保799番1地先まで	前	6.0 }	47
	後	10.0	
	後	6.0 }	47
		11.0	

高知県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市春野町森山字同免2355番1から高知市春野町森山字土居1911番1地先まで	前	3.0 }	500
	後	8.0	
	後	10.6 }	500
		16.0	

高知県告示第703号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成22年12月17日

高知県知事 尾崎 正直

表佐賀港の項中「180」を「172」に改める。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第31号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年12月17日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成23年1月20日（木）及び21日（金）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
- イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）
- 4 その他
詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

と。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年12月17日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第43号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表第31の6の表中

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80
81	81
81	81
81	81
82	81

82	を	82
82		82
83		82
83		82
83		83
84		83
84		83
84		83
85		84
85		84
85		84
85		84
86		85
86		85
86		85
86		86
87		86
87		86
87		87
87		87
88		87

に改める。

附 則
(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、

昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成22年12月1日から適用する。
(経過措置)
2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第62号

平成21年12月高知海区漁業調整委員会指示第59号（船舶を使用するのいさき釣りに関する指示）の一部を次のように改正する。

なお、改正後の指示の有効期間は、平成22年12月6日から平成23年12月31日までとする。

平成22年12月6日（掲示済）

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

2中「又は委員会が適当と認めた者」を削り、2に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

高知海区漁業調整委員会指示第61号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成22年12月2日に次のとおり指示した。

平成22年12月17日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

(定義)

1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。

(採捕の制限)

2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

(1) 試験研究の用に供しようとする者

(2) 委員会が特に認めた者

(採捕期間の制限)

3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(雌がめの採捕禁止)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

(承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに報告書を委員会に提出しなければならない。

(承認の取消し)

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことがある。

(事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。

(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成23年1月1日から平成24年12月31日までとする。